

第6章 実現化に向けて



(1) 都市計画の決定・変更

1) 用途地域の指定及び見直し

建築物の用途、建蔽率・容積率及び高さ等を規制する用途地域については、立地適正化計画で指定した誘導区域等と、用途指定や土地利用状況との乖離が著しい場所や道路整備の進捗等に合わせ見直しを検討します。

また、大規模な土地利用転換を進める地区においては、目指す土地利用を考慮した上で適切な用途地域を指定します。

2) その他の地域地区の指定

自然環境、防災及び都市景観の面において貴重な緑地等については、風致地区等に指定し、地域制緑地として保全を図ります。

3) 都市施設の計画決定又は変更

道路、公園、下水道等の都市施設については、既決定施設の計画的な整備を進めるとともに、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たな都市計画決定を検討します。

なお、長期間未整備であり、今後も整備する必要性や実現性が低いと判断される都市施設に関しては、決定当初の目的や役割、周辺地域における代替機能の有無、変更等による影響の有無等を勘案しつつ、変更や廃止について検討を行います。

(2) 市民・事業者との連携・協働

1) 都市計画・まちづくりに関する情報発信

① 都市計画・まちづくりに関する市民ニーズの把握

パブリックコメント、公聴会等を通じて市民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体(ホームページ・市報等)を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

② 都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

さらに、地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催や、県事業である専門家派遣の活用を通じ、地域の要望に応じたきめ細かな支援を行います。

2) 市民が主体となったまちづくりの推進

① 地域等との協働

「まちづくりの主役は市民である」との理念に基づき、地域との適切な役割分担のもと、自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

なお、自治会加入者数が減少傾向にあることから、自治会加入を促進するほか、多様な広報手段により、地域を支える自治会の重要性を周知していきます。

さらに、市民協働を推進するため、市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民相互の情報交換を促進します。

②コミュニティ活動拠点の整備

地域活動の拠点である集会所については、修繕費の補助を行うとともに、地域に存在する空き家・空き店舗等の活用を含め、地域の集会施設、活動拠点の確保を支援します。

公民館については、その運営を支援するとともに、修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建て替えの時期を考慮する施設については、他の公共的機能を合わせる等、施設の複合化についても検討します。

3) 官民連携によるまちづくりの推進

①民間事業者による地域活動の促進

清掃活動、環境活動、イベント運営等、民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、市民が主体となった地域のまちづくりに対しても民間事業者参画を働きかけていきます。

②社会資本の整備・社会的課題の解決に向けた官民連携の推進

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者の資金やノウハウを積極的に活用することを検討します。さらに、官民連携による社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案、参画を積極的に受け入れることとします。

(3) 都市づくりにおける広域連携

市民の生活圏や経済圏の広がり、さらに国内外にわたる様々な活動領域の広がりを踏まえ、都市計画だけでなく様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上等の観点から、近隣市や神戸方面、四国方面等の自治体との広域的な連携を図ります。

(4) 適正な指導・手続きの運用

1) 適正な開発・建築に対する指導

安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び宅地開発行為に関する指導条例等に基づき、適正な開発を指導します。

また、地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

2) 良好な景観形成に対する指導

「景観の形成等に関する条例（兵庫県）」「洲本市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の適正な運用や「古茂江海岸地区ガイドライン」の活用を図り、良好な景観形成に努めます。さらに、「兵庫県屋外広告物条例」に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

(5) 計画の評価・見直しについて

1) 中間年次における評価

計画策定後は、都市計画基礎調査の実施時期や総合計画の施策評価のタイミングと整合を図りつつ、おおむね5年後に施策・事業の実施状況について確認を行います。

また、計画策定後おおむね10年が経過した段階で、施策や事業の進捗状況に加え、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要があると判断される場合には計画内容全体について見直すこととします。

なお、これら評価及び見直しに当たっては、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現していきます。



2) その他必要が生じた場合の見直し

今後、本市の上位計画の改定により目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や、不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置そのものを大きく見直す必要がある場合は、中間年次・目標年次によることなく適宜計画を見直します。

また、都市計画法等の改正により、都市計画マスタープランの構成や内容等が大きく変更される場合は、原則として中間年次・目標年次のタイミングを捉えて計画を見直します。

用語集 (五十音順)

あ行	
あきやとうたいさくけいかく 空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき市町村が定める計画で、市町村内の空家等の状況や課題を明らかにするとともに、空家等対策に関する基本的な方針や対策を示すもの。
あくせす アクセス	対象とする場所に近づくこと、またはそこに至る交通の便。
あわいちるーと アワイチルート	淡路島の外周を右回りに一周する、約 150km のサイクリングコース。
インターチェンジ インターチェンジ (IC)	複数の道路を連結路で接続する立体交差部分の施設で、主に一般道と高速道路とを繋ぐ出入り口を指す。
いんぱうんど インバウンド	訪日外国人の旅行。日本に外国人が訪れてくる旅行のこと。
いんふら インフラ	インフラストラクチャーの略で、道路・鉄道・港湾・ダム・上下水道・通信施設など、公共の福祉のための基盤となる施設のこと。
えこつーりずむ エコツーリズム	「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みをいう。
えすでいーじーず (じぞくかのうな かいはつともくひょう) SDGs (持続可能な開発目標)	平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 (2030) 年に向けた開発目標で、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されている。 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。
えぬびーおー NPO	民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略称。法人格の有無に関わらず、福祉・環境・まちづくりなどの一定のテーマを持って、公益的な活動をする団体のこと。
えんどうさーびす 沿道サービス	道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる道路管理施設、休憩所 (レストラン、食堂、喫茶店等) 又は給油所等。
おーぶんすぺーす オープンスペース	公園や児童遊園等の住民の憩いの場として、また災害時には避難場所等として機能する空間のこと。これらの機能を持つ農地や民間大規模施設の開放空間等を含む、建築物などによって覆われていない土地の総称。
おにおんろーど オニオンロード	兵庫県が整備を進める、洲本市郊外と南あわじ市の農業地帯を結ぶ広域農道のこと。
おんしつこうかがす 温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が対象となっている。

か行	
かいはつきょか 開発許可	市街化区域において、建築物等の建築等を目的とした造成工事に対し、一定の技術基準を確保するための許可制度のこと。また、市街化調整区域においては、造成工事の技術的基準を確保する目的のほか、市街化を抑制するための立地基準を設定した許可制度のこと。
かいはつこうい 開発行為	主として、(1) 建築物の建築、(2) 第 1 種特定工作物 (コンクリートプラント等) の建設、(3) 第 2 種特定工作物 (ゴルフコース、1 ha 以上の墓園等) の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
がいらいしゅ 外来種	もともとその地域にいなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、特に地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを侵略的外来種という。

か行	
がっぺいしよじょうかそう 合併処理浄化槽	水洗トイレからの汚水（し尿）と台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。
かんきょうふか 環境負荷	環境に与えるマイナスの影響を指すが、特に、環境基本法では、同法第2条第1項において、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定められている。
かんこく 勧告	ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為。
かんせんどうろ 幹線道路	都市の骨格をなす道路で、広域交流を支え都市域内を連絡する主要な道路。
きそんすとつく 既存ストック	これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの施設のこと。
きょうじんか 強靱化	災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつようにすること。
きょうどう 協働	市民、事業者、NPO等の各種団体、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取組や事業について、対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。
きょじゅうゆうどうくいき 居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域のこと。
ぐりーんいんふら グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方のことで、昨今、海外を中心に取組が進められ、我が国でもその概念が導入されつつある。
ぐりーんつーリズム グリーンツーリズム	緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。
けいかんけいせいちく 景観形成地区	兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき、優れた景観を創造又は保全する必要がある区域を指定し、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準などを定める制度。
けいかんのけいせいとうにかんする じょうれい（けいかんじょうれい） 景観の形成等に関する条例（景観条例）	恵まれた自然や歴史・文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、将来に伝えるため、景観に影響を及ぼす行為の届出などに関して必要な事項を定め、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として定められた兵庫県の条例。
げんさい 減災	災害時において発生し得る被害を最小限化するための取組み。「防災」が被害を出さないことを目指す総合的な取組みであるのに対して、「減災」はあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとするもの。
けんちくきょうてい 建築協定	建築基準法に基づく協定で、同法で定められた基準に上乗せする形で設けられるもの。建築における最低基準を全国一律に定める建築基準法では満たすことのできない地域の個別的な要求を満足させ、住宅地としての環境、商店街や工業団地としての利便を高度に維持・増進するなど、建築物の利用を増進し、土地の環境を改善するため、土地所有者などの合意により締結するもの。
けんぺいりつ 建蔽率	敷地面積（建物を建てる土地の面積）に対する建築面積（建物を真上から見たときの面積）の割合。
こーでいねーと コーディネート	物事を調整すること。間に立ってまとめること。
こうえんりょくち 公園緑地	公園、広場、墓園など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために市町村が管轄する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

か行	
こうきょうしせつ 公共施設	本市が設置・管理する学校や市営住宅などの建築物の総称。
こうきょうしせつとう 公共施設等	公共施設とインフラ施設の総称。
こうきょうしせつとうそうごうかん りけいかく 公共施設等総合管理計画	厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画。
こうさくほうさち 耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
こうずい 洪水	河川の堤防から水があふれ、または堤防が決壊して家屋や田畑が浸水すること。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のこと。
こうつうけっせつ（きのう・てん） 交通結節（機能・点）	鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関間の乗り換え・乗り継ぎに関する機能及び場所のこと。 代表的な施設として、乗降施設や駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペースなどがある。
こうつうじゃくしゃ 交通弱者	子供や高齢者等運転免許を保有していなかったり自家用車を保有しておらず、自動車中心社会において移動を制約される人。
こうつうねつとわーく 交通ネットワーク	鉄道・路線バスや、道路など、人や物の輸送手段の組み合わせにより形成されるネットワークのこと。
こうりゅうじんこう 交流人口	地域を訪れる（交流する）人数のこと。地域を訪れる目的としては、通勤・通学、買い物、文化鑑賞・創造、学習、習い事、スポーツ、観光、レジャー、アミューズメントなどがある。
こうれいか 高齢化	全人口に高齢者（65歳以上）の占める割合を「高齢化率」というが、この割合が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えている社会を「超高齢社会」と国連で規定している。
こみゆにてい コミュニティ	住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動や、そのまとまり。
こみゆにていばす コミュニティバス	市などの自治体が、住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。 公共交通空白地域において公共交通サービスを提供するものの他、市街地内の主要施設や観光拠点等を循環する路線などがある。
こんぱくとぶらすねつとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより、コンパクトなまちづくりの実現を図ること。

さ行	
さいがい 災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、濁水、高潮、地震、津波、噴火等の異常な自然現象や大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、船舶の沈没等の事故を原因として生ずる被害。 このうち、暴風、豪雨等の異常な自然現象により生じる被害を「自然災害」という。
さいせいかのうえねるぎー 再生可能エネルギー	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。
さいくる・あんど・ばすらいど サイクル・アンド・バスライド	自転車でバス停に行き、バスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

さ行	
しがいち 市街地	家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域をいう。 都市計画関係では、都市計画法でいう既成市街地の意味で用いることがあるので注意を要する。
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域住民が自主的に結成する防災組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。
じしゅうんこうばす 自主運行バス	バス事業者やタクシー事業者による十分な運送サービスが提供されない場合に、国の登録を受けて市町村が自家用自動車で行う有償還送サービスのこと。
しぜんかんきょう 自然環境	日光、大気、水、土、生物等によって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
しぜんてきとちりょう 自然的土地利用	農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜等の土地利用を加えたもの。都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。
していかんりしゃ 指定管理者	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度のこと。
していきんきゅうひなんばしよ 指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために避難する場所。 災害対策基本法に基づいて、洪水や津波など災害の種類ごとに一定の基準を満たす施設または場所を、市町村長があらかじめ指定する。
していひなんじよ 指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させる、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設のこと。
しど 市土	市の区域内における土地、水、自然等の資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。
しどりょう 市土利用	土地、水、自然という側面からみて、市土を利用すること。 土地利用に比較して、市土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
じゅうたくすつく 住宅ストック	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
じゅうたくち 住宅地	「固定資産の価格等の概要調書」において、評価地積である住宅用地及び非課税地積のうち都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地とされている土地をいう。
じゅんかんがたしやかい 循環型社会	廃棄物の発生を抑制し、再利用・リサイクルを行い、廃棄量を少なくし資源として循環することで、環境負荷をできる限り低減する社会。
しょうしこうれいか 少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。
じんこう 人口	当該地域に存在する人の数で、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）を指す。例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3か月以上にわたって居住しているか、又は3か月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学等によって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
じんこうしゅうちゅうちく（でいーあいでいー） 人口集中地区（DID）	国勢調査の結果に基づき、その調査区を基礎単位として用い、市町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1km ² 当たり約4,000人以上）が隣接し連担した区域全体の人口が5,000人以上となる区域。
しんすいくわん 親水空間	地域住民が河川、海岸、水路等の水に親しむことができる場を立体的・空間的に呼称したもの。
しんすいそうていくいき 浸水想定区域	河川の氾濫や局所的な豪雨などによって雨水の排除ができないことによる出水、高潮や津波による氾濫が起きた場合に、浸水が想定される区域。

さ行	
しんすもとしそうごうけいかく 新洲本市総合計画	本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”であり、新しい市政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針である。 平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とした「洲本市総合基本計画」に引き続き、「豊かな自然とやさしさあふれる 暮らし共創都市・洲本」を将来都市像として2018年度（平成30年度）から2027年度（令和9年度）までの10年間を計画期間として策定された。
しんりん 森林	一般的には、集団となって生育している木竹及びその土地（林地）である。
しんりんしげん 森林資源	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
すいけい 水系	地表の水の流れの系統。河川の本流及び支流に加え、人工的に開削された水路、運河等も含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
すいめん・かせん・すいろ 水面・河川・水路	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分である。
すいげんかんよう 水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能や雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化されることをいう。
すとくく ストック	蓄え、資産のこと。社会資本整備の分野では、道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。
(としの) すぼんじか (都市の) スポンジ化	空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生し、多数の穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。
すまーといんたーちえんじ スマートインターチェンジ (SIC)	高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC専用の簡易型インターチェンジのこと。簡易型ETCゲートによる無人料金所として運用されるため、従来の料金所よりも低コストで導入と管理が可能である。
せいかつかんきょう 生活環境	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活を取り巻く環境をいう。
せいかつりべんしせつ 生活利便施設	スーパー、コンビニエンスストア、金融機関、医療・福祉施設など、生活に必要な様々な施設のこと。
せいさんねんれいじんこう 生産年齢人口	年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上64歳未満の人口。
せいたいけい 生態系	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系としてとらえたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念をいう。
せいたいけいねつとわーく 生態系ネットワーク	保全すべき自然環境やすぐれた自然条件を有している地域を核として、ラムサール条約等の国際的な視点や生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川及び海とそれらの中に分布する湿原・干潟・藻場等が有機的に繋がっている状態をいう。これらを形成することが自然の保全・再生を図るための手法の一つとなっている。
せいぶつたようせい 生物多様性	生物の豊かな個性とつながりのことをいう。3,000万種ともいわれる多様な生物一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きているとする考え方。
せたい 世帯	住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。
そうごうけいかく 総合計画	市町村のまちづくりの総合的な指針となる計画で、市町村の最上位の計画である。目指すべきまちの将来像やまちづくりの方向性などを示す基本構想、基本構想を実現するための政策（施策）などを示す基本計画、具体的な事業計画を示す実施計画で構成される。

た行	
だいにそうぎょう 第二創業	事業者の新たな事業展開推進を図るため、経営者等が業態転換したり新しい事業へ進出して起業する取組のこと。
ためんできぎのう 多面的機能	農業生産活動を通じて発揮される多面的機能とは、土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の保全・育成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。 森林の有する多面的機能とは、土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全、保健休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能。
ちいきこうきょうこうつうもうけい せいけいかく 地域公共交通網形成計画	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき地方公共団体が定める計画で、地域内における公共交通の利便性の向上と、効率的で効果的な交通サービスの実現を目指すため、公共交通に関する施策の方向性などを定めるもの。
ちいきさんぎょう 地域産業	その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。
ちいきしげん 地域資源	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものをいう。
ちいきせいりよくち 地域制緑地	法律や条例などにより指定され、土地利用の規制によって保全された緑地のこと。
ちくけいかく 地区計画	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けてまちづくりを進めていく手法。
ちほうそうせい 地方創生	各地域・地方が、それぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会をかたちづくり、魅力あふれる地方のあり方を築くこと。
ちょうじゅうひがい (ちょうじゅうがい) 鳥獣被害 (鳥獣害)	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害をいう。
ちょうじゅうみょうか 長寿命化	将来にわたって必要な施設・インフラの機能を発揮し続けるための取り組み。
ていたんそしゃかい 低炭素社会	地球温暖化の緩和を目的として、二酸化炭素の排出が少ない社会を目指した社会づくりのこと。
でんえんきよじゅうちいき 田園居住地域	住居系用途地域の一類型。 住宅と農地が混在し、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成している地域を、あるべき市街地像として都市計画に位置付け、開発/建築規制を通じてその実現を図る。
とし 都市	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域。
としか 都市化	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくことをいう。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
としきのう 都市機能	スーパー、コンビニエンスストアといった生活利便施設をはじめ、居住、商業、工業、教育・文化、レクリエーション、行政、交通など、都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割及びそのための施設。
としばん 都市基盤	道路や公園、上下水道など、都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための施設の総称。
としけいかく 都市計画	健康で文化的な生活をおくことを目的として都市を計画し、建設すること。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法第2章の規定に従い定められたもの。
としけいかくいき 都市計画区域	都市計画法に基づき、都市計画（区域区分、都市施設、市街地開発事業など）を定める範囲のことで、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域のこと。
としけいかくいきますたーぷらん 都市計画区域マスタープラン	都市計画法に基づき、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画マスタープランの指針となるもの。

た行	
としけいかくけつてい 都市計画決定	用途地域や都市施設などの都市計画に関する事項について、都市計画法に基づき、正式に決定すること。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された公園のこと。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画区域内において、都市計画法第 11 条に定める都市施設（道路、公園・緑地、下水道、河川など）として都市計画決定された道路のこと。
としけいかくほう 都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
としこうえん 都市公園	都市公園法第 2 条に基づく公園または緑地のことで、国、自治体が設置する。身近なものから広域的なものまで、様々な規模、種類のものがある。
としこうぞう 都市構造	都市全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したものの。
とししせつ 都市施設	道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。
としてきとちりよう 都市的土地利用	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。
どしゃさいがいけいかい 土砂災害警戒区域	(警戒区域) 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するため警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。
どしゃさいがいとくべつけいかい 土砂災害特別警戒区域	(特別警戒区域) 土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内で、土地の区画形質を変更したり、道路や公園などの公共施設の新設や変更を行う事業のこと。

な行	
なんかいとらふきよだいじしん 南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖、南海トラフおよびその周辺の地域における近くの境界を震源とする大規模な地震をいう。
にじこうつう 二次交通	旅行や移動において、複数の交通機関を利用する場合の、2 つ目に利用する交通機関のこと。拠点となる空港や駅、バス停などから、目的地までの移動に利用する交通機関をいう場合が多い。
にじてきじゅうたく 二次的住宅	(別荘) 週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。 (その他) ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。
にちいきぎよじゅう 二地域居住	都市部と地方部に 2 つの拠点をもち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルの 1 つ。
ねっとわーく ネットワーク	網目状の構成のこと。まちづくりの分野では、道路などが単独ではなく、相互に有機的に結合していること。
ねんしょうじんこう 年少人口	年齢別人口のうち、0 歳以上 15 歳未満の人口。

な行	
のうぎょうこうえん 農業公園	農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理解の増進や人材の確保育成を図るための公園をいう。なお、国や地方自治体のほか、民間、第3セクター等が管理・運営しているものを含む。
のうぎょうせいさんきばん 農業生産基盤	農業生産に必要な農地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
のうそんまるちわーかー 農村マルチワーカー	農村に居住し、農業以外に季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事する人のこと。
のうち 農地	広義には農業に用いる土地全般を指す
のうちてんよう 農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。
のうちのしゅうせき・しゅうやく 農地の集積・集約	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等により農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）をいう。
のうどう 農道	農産物及び営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。
のうようち 農用地	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地のこと。

は行	
はいすいきじょう 排水機場	ポンプによって河川又は水路の流水を河岸や堤防を横断して排水するために、河岸や堤防の付近にもうけられる施設であって、排水ポンプとその付属施設（吐出水槽、樋門等）の総称。
はざーどまっぷ ハザードマップ	自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したものの。
ばするけーしょんシステム バスロケーションシステム	無線通信やGPSなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整等に役立てるシステム。
ぱぶりっくこめんと パブリックコメント	計画等の策定途中で、事前に計画等の素案を市民に公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、その意見等を考慮して計画等を決定し、さらに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。
ぱりあふりー バリアフリー	高齢者や障害者の日常生活に妨げとなる障害（バリア）を取り除くことをいう。段差の解消など、物理的障害の除去ばかりでなく、社会的・制度的・心理的障壁の除去も含めていう。
ぱりゅーちえーん バリューチェーン	企業の様々な活動が最終的な付加価値にどのように貢献しているのか、その量的・質的な関係を示すツールのこと。
ぱんでみっく パンデミック	感染症が世界的規模で流行すること。「感染爆発」（アウトブレイク）が長期間に多数の国、地域で連続的に起きる場合をいう。
はんのうはんえつくす 半農半X	農業と様々な仕事を組み合わせ、自分の好きなこと、やりがいのある仕事をするライフスタイルのこと。半農半Xでは農業が生活の基礎となり、Xで自分のやりたいことや好きな仕事を行う。
ぴーえふあい PFI	PFIは「Private Finance Initiative」の略で、PFI法に基づき、民間が資金や経営・技術的なノウハウを導入して公共施設等の設計・建設・更新、運営、維持管理等を行う手法のこと。
ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	①方針・計画を立て（PLAN）、②それを実行し（DO）、③その実施状況を評価し（CHECK）、④見直し改善する（ACTION）ことを繰り返すサイクルのこと。
ひせんびき 非線引き	区域区分（線引き）を定めず、市街化区域と市街化調整区域に区分しない都市計画区域のこと。

は行	
びっぐでーた ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群のこと。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
ふううちく 風致地区	風致地区は、都市における風致を維持するために定められる都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区のこと。 「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定める。
ふじょひ 扶助費	社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して国や地方公共団体が行う支援に要する経費。生活保護費・児童手当など。
ふつうけんせつじぎょうひ 普通建設事業費	道路・橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。
ふねんか・たいしんか 不燃化・耐震化	主に木造住宅に対して、燃えない・燃えにくい処理や、地震でも倒壊・破損しないよう補強などを行うこと。
ぶるーつーリズム ブルーツーリズム	島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実したマリンライフの体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。
(していー) ぶるもーしょん (シティー) プロモーション	消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動のこと。 「シティプロモーション」は、一般的には「地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動」。
ぼうさいきょてん 防災拠点	災害時に災害対策活動の拠点になる施設や場所のこと。国レベルの施設である広域防災基地から自主防災組織のための防災センター等まで、対象とする範囲により様々な形態がある。
ほじょう ほ場	水田や畑地、樹園地、牧草地のことで農地全般を指す。
ほじょうせいび ほ場整備	農地の区画の整形にあわせて用排水路や農道などを整備することにより、生産性の高い農地につくり変えること。

ま行	
まーす MaaS	サービスとしての移動 (Mobility as a service) の略称。ICT (情報通信技術) を活用してマイカー以外の移動をサービスの予約・購入から決済までシームレスに繋ぐ概念のこと。
みどりゆたかなちいきかんきょうのけいせいにかんするじょうり(みどりじょうり) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例 (緑条例)	適正な土地利用の推進、森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成を図ることにより、緑豊かな地域環境を形成し、自然的環境と調和した潤いのある地域社会の実現に資することを目的として定められた兵庫県の条例。
みりょうち 未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない土地のこと。
めっしゅ メッシュ	網の目といった意味を持ち、100 mメッシュであれば 100 m× 100 mの四角のこと。
めんせいび 面整備	道路や下水道施設等の基盤施設の整備を「線整備」というのに対して、それに加えて、建築物等の建設や公園等の整備を目的に土地を整地し、一体でまちを整備することを指す。
もくひょうねんじ 目標年次	計画の最終目標を設定した年次をいう。
もびりてい モビリティ	乗り物、移動手段のこと。
もびりてい・まねじめんと モビリティ・マネジメント	一人ひとりのモビリティ (移動) が、社会的にも個人的にも望ましい方向 (過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等) に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や行	
ゆー・あい・たーん U・Iターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態。
ゆうきゆうち 遊休地	どのような用途でも使われておらず、有効利用されていない土地。
(とちの) ゆうこうりよう (土地の) 有効利用	これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながら、その利用の効率化を図ることをいう。この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。
ゆうりょうのうち 優良農地	土地生産力が高く、かつ、少なくとも数10ha以上の規模で集団化していて労働生産性の向上に期待がもてる農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地をいう。
ようせきりつ 容積率	敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことで、敷地に対してどのくらいの広さの建物が建てられるかという割合を示すもの。
ようとしろぢちいき 用途白地地域	広義においては「用途地域」の定められていないすべての地域のことをいうが、一般には、都市計画区域および準都市計画区域内で、「用途地域」の定められていない地域（市街化調整区域を除く。）のこと（都市計画図上に、色の塗られていない「白地」の地域のこと）をいう。
ようとちいき 用途地域	都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の13種類の地域に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高めるなど、土地の適正な利用を図ることを目的とした制度をいう。

ら行	
りすく リスク	ある行動や事象に関する危険性のことをいう。
りゅういき 流域	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
りよくち 緑地	樹林地、草地、水辺地等が単独で、又は一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
れくりえーしょんしせつ レクリエーション施設	公園や遊歩道、体育館・プール等のスポーツ施設、野外活動施設、宿泊・休養施設などをいう。
ろうねんじんこう 老年人口	年齢別人口のうち、65歳以上の人口。

洲本市

都市計画マスタープラン

洲本市 都市整備部 都市計画課 都市計画係

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL : 0799-24-7611

e-mail : toshikei@city.sumoto.lg.jp

